

京大工学基金の一部として募集及び管理を行う桂図書館基金にかかる申合せ

令和8年1月29日
桂図書館長裁定制定

第1条 この申合せは、京大工学基金運営内規（令和4年1月13日 研究科長裁定制定）第5条により、個別に管理を行う桂図書館基金の運営に関し必要な事項について定める。

第2条 桂図書館基金は、広く社会から寄附を受け入れることにより桂図書館の財政基盤の強化を図り、桂図書館において学生や研究者の協働の場となる環境や図書資料をより充実させるとともに、資料を収蔵する書庫環境の向上や、オープンサイエンスを推進する若手研究者を支援することを目的とする。

第3条 桂図書館基金は、前条の目的を達するために、次の各号に掲げる取組みの実施に用いる。

- (1) 教育・研究支援
- (2) 環境向上支援
- (3) 若手研究者支援

第4条 桂図書館基金は、桂図書館長が管理する。桂図書館基金を用いて実施する事業の選定にあたっては、桂図書館運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、桂図書館長が決定する。

第5条 桂図書館基金は、京大工学基金の受入れの一部として、受け入れるものとする。

第6条 桂図書館長は、桂図書館基金への受入れが決定した寄附について、委員会へ報告するものとする。

第7条 桂図書館長は、桂図書館基金への受入れ及び使用について、工学研究科長の求めに応じて報告し、定期的に桂図書館ホームページ等で公開するとともに、必要な場合の工学研究科長による公開に同意する。

第8条 桂図書館基金に関する事務は、桂地区（工学研究科）事務部にて行う。ただし、京大工学基金について桂地区（工学研究科）事務部が行うものを除く。

第9条 桂図書館基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この申合せは、令和8年1月29日から施行する。